

表彰基準について

(1) 活動年数

活動年数の起算日は初期登録日とし、当該資格の初期登録日から表彰年度（2023 年）の 4 月 1 日まで**通算して 15 年以上の活動年数が必要**となります。このため、本年度(2023 年度)の候補者は、初期登録日が 2008 年 4 月 1 日登録までの方が対象になります。

更新手続き忘れや更新研修未受講による登録保留期間も活動年数へ繰り入れ可能です。ただし、新規登録時の未登録期間は、活動年数へ繰り入れ不可です。また、復活登録者についても、無効期間の活動年数への繰り入れは不可です。なお、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は、表彰対象となりません。

※ 登録年数については、ご自身の指導者マイページにてご確認ください。初期登録年数をご確認いただき上記の登録年数以前かご確認ください。

※ **推薦時点で登録が有効でない場合は対象とはなりません。**

(2) 功績

スポーツの指導育成における功績とは、永年にわたるスポーツ指導やスポーツ行事の企画運営にあたって当該市区町村、都道府県または中央競技団体において中核的な役割を担ったとして評価されたものとします。

また、スポーツの組織化における功績とは、中央競技団体または都道府県等において、スポーツ指導者協議会あるいはスポーツクラブ、スポーツ団体の結成や組織の充実、発展に著しく貢献したことを指します。

(3) 表彰歴

過去において競技団体（中央・都道府県・市区町村）や体育・スポーツ協会（都道府県・市区町村）、国および地方公共団体（都道府県・市区町村）から「スポーツの都導育成における功績」により、表彰を受けている必要があります。上記記載の団体以外からの表彰（JSPO・スポーツ少年団・指導者協議会の表彰を含む）は対象となりませんのでご注意ください。

スポーツドクターについては、スポーツドクターを対象とした表彰の整備状況を踏まえ、表彰歴がない場合でも例外として表彰の基準を満たすものとします。

※表彰年度の対象は前年度（2023 年 3 月 31 日）までとなります。